

P4 表2 公的年金等控除額 > P4 表2 公的年金等控除額 > 表内右から2行目・下から5行目

誤：収入金額 - 1,000 円

正：収入金額 - 100 万円

P14 ◆ 登録免許税 > (1) 登録免許税の概要 > 1行目

誤：「登記免許税」は、取得した不動産の登記を申請するときにかかる税金です。

正：「登録免許税」は、取得した不動産の登記を申請するときにかかる税金です。

P40 ③ 譲渡所得の計算 > 図表 > ⑧ 必要経費 > 譲渡費用 > 5行目

誤：P16 Q & A 参照

正：P42 Q & A 参照

P60 2. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 > 5行目

誤：(P71 以降で述べる 500 万円控除は初年度のみ適用可能)

正：(P72 以降で述べる 5,000 万円控除は初年度のみ適用可能)

P66 コラム計算例 > ① 買換えによる収入金額の計算

誤：(譲渡資産の取得価額) 5,000 万円

正：(代替資産の取得価額) 5,000 万円

P66 コラム計算例 > ④ 代替資産の引継ぎ価額の計算

誤：(譲渡資産の取得価額) 3,000 万円

正：(譲渡資産の取得価額) 2,000 万円

P68 Q&A 1. 代替地の特例と 5,000 万円控除の特例の選択 > A > 下から7行目

誤：2,500 万円 × 償却率

正：1,700 万円 × 償却率

P75 (4) 5,000 万円特別控除の申告手続き > 添付書類 > 4行目

誤：収用証明書 (参考様式：資料編 P154)

正：収用証明書 (様式 3：資料編 P154)

P111 IV 資料編 > 目次 > 下から8行目

誤：代替資産を所得した場合の課税特例の適用を受ける場合の書類 (法人) ……………P167

正：代替資産を取得した場合の課税特例の適用を受ける場合の書類 (法人) ……………P167

なお、より詳細に記した正誤表をサポートページ (WEB) にて公開しております。また、以後の訂正のご案内や補足資料等につきましては、サポートページをご参照いただきますようお願い申し上げます。